

山梨県民間社会福祉事業従事者 退職手当共済制度の御案内

H29.3.1

【制度の概要】 山梨県民間社会福祉事業従事者退職手当共済制度は、県内の民間社会福祉に携わる職員の福利向上を目的として、昭和48年4月1日よりスタートし、現在では契約者約200、加入職員約6,000名にのぼります。

制度は積立方式で、共済契約者及び加入職員が負担する掛金とその運用益により退職手当金の給付を実施しています。

【共済契約】 社会福祉法人、社会福祉施設の経営者であれば共済契約を申し込むことができます。

【加入条件】 共済契約を締結している施設・団体に雇用されている職員であれば本人の同意があればどなたでも加入することができます。

【掛金額】 毎年4月1日現在の本俸を基準給与として40/1,000が掛金月額となります。

掛金の負担割合は、契約者及び職員それぞれ20/1,000で、職員の掛金は契約者が毎月の給与から天引きし、契約者負担掛金と併せて3ヶ月毎に県社協に納めていただきます。

【退職手当金】 退職手当金の額は、職員掛金累計平均月額×掛金月数×算定乗率により算出した額となります。但し、掛金月数が11ヵ月以下の退職者及び退会（退職の事実以外の制度退会）については、退職手当金は支給せず、職員掛金累計額を返金することとなります。

(参考：平成28年度以降退職金シミュレーション)

職員掛金累計平均月額が5,000円の場合

加入年数（掛金月数）	退職手当金受取見込額
5年（60ヵ月）	314,400円
10年（120ヵ月）	766,800円
20年（240ヵ月）	2,196,000円
24年（288ヶ月）	2,900,100円

お問い合わせ先

山梨県社会福祉協議会 総務企画課 退職共済担当
〒400-0005 甲府市北新1-2-12
TEL055-254-8610 FAX055-254-8614